

ユニバーサル社会づくり推進地区における 整備事業の提案

仲矢 耕平¹・布野 貴昭²

¹兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 （〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

²兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課 （〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688）

兵庫県では、ユニバーサル社会の実現に向けた取組のひとつとして、2010年度から、市町が住民や地域団体等と協働してまちづくりに取り組む地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」（以下、「推進地区」という。）に指定し、ハード・ソフト両面から実践するまちづくりを支援してきた。社会情勢の変化に対応するために制定した「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を踏まえ、先駆的に取り組んできた推進地区のさらなる促進のため、推進地区の課題検証、解決に向けた効果的な事業を提案した。結果、本論の提案により今年度から協議会活動を支援する専門家アドバイザー派遣事業等、3つの事業拡充につながった。

キーワード ユニバーサル社会、まちづくり、住民参加

1. はじめに

本県では、高齢化が進んだ地域社会の姿を早くから展望し、高齢者や障害者等のだれもが暮らしやすく活動できるまちづくりを推進してきた。すべての人々が等しく社会参加の機会を持ち自己実現を果たせる社会を目指し、市町が住民や地域団体等と協働してまちづくりに取り組む地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」（以下、「推進地区」という。）として、総合的なまちづくりをハード・ソフト両面から実践する取組に支援してきた。著しい高齢化の進展や障害者の社会進出の拡大を背景に、2018年5月には高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律（以下、「法」という。）が改正され、同年10月にはユニバーサル社会づくりの推進に関する条例に基づく総合指針が改定される等、福祉のまちづくりを取り巻く社会情勢は大きく変化している。本論では、こうした状況の変化に的確に対応するため、推進地区における課題を検証し、効果的な事業を提案する。

2. 現状

(1) 推進地区の概要と指定状況

推進地区は、県民にユニバーサル社会の実現のための方向性を示す「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づくまちづくりの取組を重点的に実施する地区である。表1のとおり、2020年3月末時点の指定状況は34地区であるが、全市町41地区での指定を目指している。

表1 推進地区の指定状況（2020.3 末時点）

区分	市町名（指定順）
播磨	明石市、たつの市、加東市、姫路市、神河町、加古川市、小野市、福崎町、加西市、太子町、赤穂市、多可町、播磨町、上郡町、相生市、市川町、三木市、西脇市
但馬	豊岡市、朝来市、養父市、香美町
淡路	洲本市、淡路市、南あわじ市
丹波	丹波篠山市、丹波市
神戸・阪神	宝塚市、芦屋市、川西市、猪名川町、伊丹市、神戸市、三田市
合計	34市町34地区

(2) 推進地区における整備事業

高齢者や障害者を含むすべての人が自己実現を果たせるよう社会的障壁を取り除くため、物理的なバリアを解消するハード面の整備事業のみならず、相互に理解を深め支え合うためのソフト面の整備事業から構成される。

住民参加型のまちづくりを推進するため、表2のとおり、地域住民等が中心となる協議会の事業プラン策定や推進地区のまちの検証等を実施する協議会活動を支援するソフト事業を基本とし、公民館や店舗など民間施設をバリアフリー改修（通常型：手すり、腰掛式便器、ベビーカー等の乳幼児向け設備の設置等。大規模型：エレベーター、身障者対応・多機能トイレの設置等）するハード事業により、ユニバーサル社会づくりの基盤となるまちづくりに取り組んでいる。

表2 2019年度までの推進地区の整備事業（県補助制度概要） ※補助実績は2008～2019年度

事業	補助対象経費	補助基本額	補助率	補助実績※
事業プラン策定費補助	協議会の事業プラン策定費	450千円	1/2	18地区
協議会活動費補助	事業プランに基づく協議会活動費	600千円	1/2	20地区
PR案内板設置費補助	地区のPRのための案内板設置費	525千円	1/2	5地区
施設改修費等補助	通常型	1,500千円	1/4	6地区
	大規模型	20,000千円	1/3	

(3) 法に基づく地区と推進地区の関係

法では、移動等円滑化の促進に関する方針(=マスタープラン)や移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(=基本構想)に基づいて整備する地区を、「旅客施設を中心とする地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区」と定めている。

一方、推進地区は、暮らしの中心となる地域や交通結節点、商業施設の集積したエリアを想定しており、法で定める地区※や準じる地区としている。

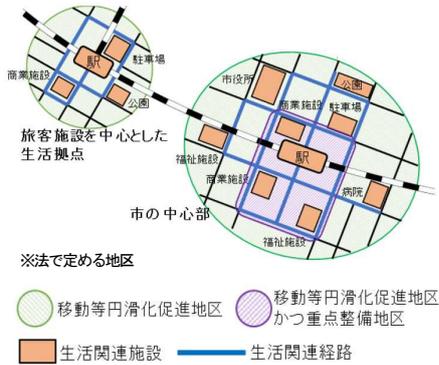


図1 マスタープラン及び基本構想のイメージ

3. 課題

(1) 推進地区の指定に関する課題

推進地区指定済33市町(調査時点)への調査によると、指定に当たり直面した課題は「活動の母体となる協議会の立ち上げ」が最も多く、次いで「指定地区の選定に苦慮」、「指定しない他の地区との差別化」、「指定範囲の線引き方法」の順であった。

なお、未指定の8市町においては、これらの課題に加え「市町組織内の理解が得られない」等の意見があった。

(2) 各整備事業に関する課題

表2のとおり、各事業の補助実績は年間4地区程度であり、特にPR案内板設置費補助や施設改修費等補助はそれぞれ累計5地区にとどまっている。

各事業が活用されにくい要因を明らかにするため、地区指定済市町へアンケートを行った。結果を表3に示す。事業プランの期間が終了していること等による協議会が解散及び休止してしまっている、地区内の改修が必要な施設が把握できていない、といった意見があった。

表3 各整備事業の課題（2020年3月に指定した西脇市を除く地区指定済33市町を対象）

事業名	事業実施がされにくい要因	回答数
事業プラン策定費補助	・市内の体制が整わず、担当所管外の課題解決が難航	6市町
	・プランを行政職員のみで作成したため、資料作成が難航	6市町
	・協議会に様々な立場の方が参画していたため、意見集約が難航	4市町
	・地区の課題を解決するプランを見いだすことが困難	4市町
協議会活動費助成	・協議会が解散又は休止	15市町
	・事業プランの期間が終了しておりプランに基づく活動ができない	6市町
PR案内板設置費補助	・実施主体がない	8市町
	・実施・取組方法が不明	5市町
施設改修費等補助	・改修が必要な施設が不明	9市町
	・市町予算が確保できない	6市町
	・実施主体がない	5市町

4. 課題解決に向けた検討の方向性

(1) 推進地区の指定

「活動の母体となる協議会の立ち上げ」、「市町組織内の理解が得られない」、「指定地区の選定に苦慮」といった課題に対して、協議会立ち上げの体制づくりや、庁内調整を進めるための支援のほか、法で定める地区を推進地区とみなす制度の創設と準じる地区の円滑な指定により、推進地区の早期指定を図る。

(2) 各整備事業

図2のとおり、現在の推進地区の事業実施状況を点検し、市町と大学教授ら有識者の意見や先進事例等を踏まえ、課題解決に向けた方向性を5つの柱に分類した。

5. 効果的な事業の提案

ユニバーサル社会づくり総合指針に位置づけのある208事業から「まち」と相乗効果を発揮する事業、ハードを補完するソフト事業を選定し、課題解決に向けた方向性に沿った整備事業と連携事業をパッケージ化する効果的な事業を提案する。

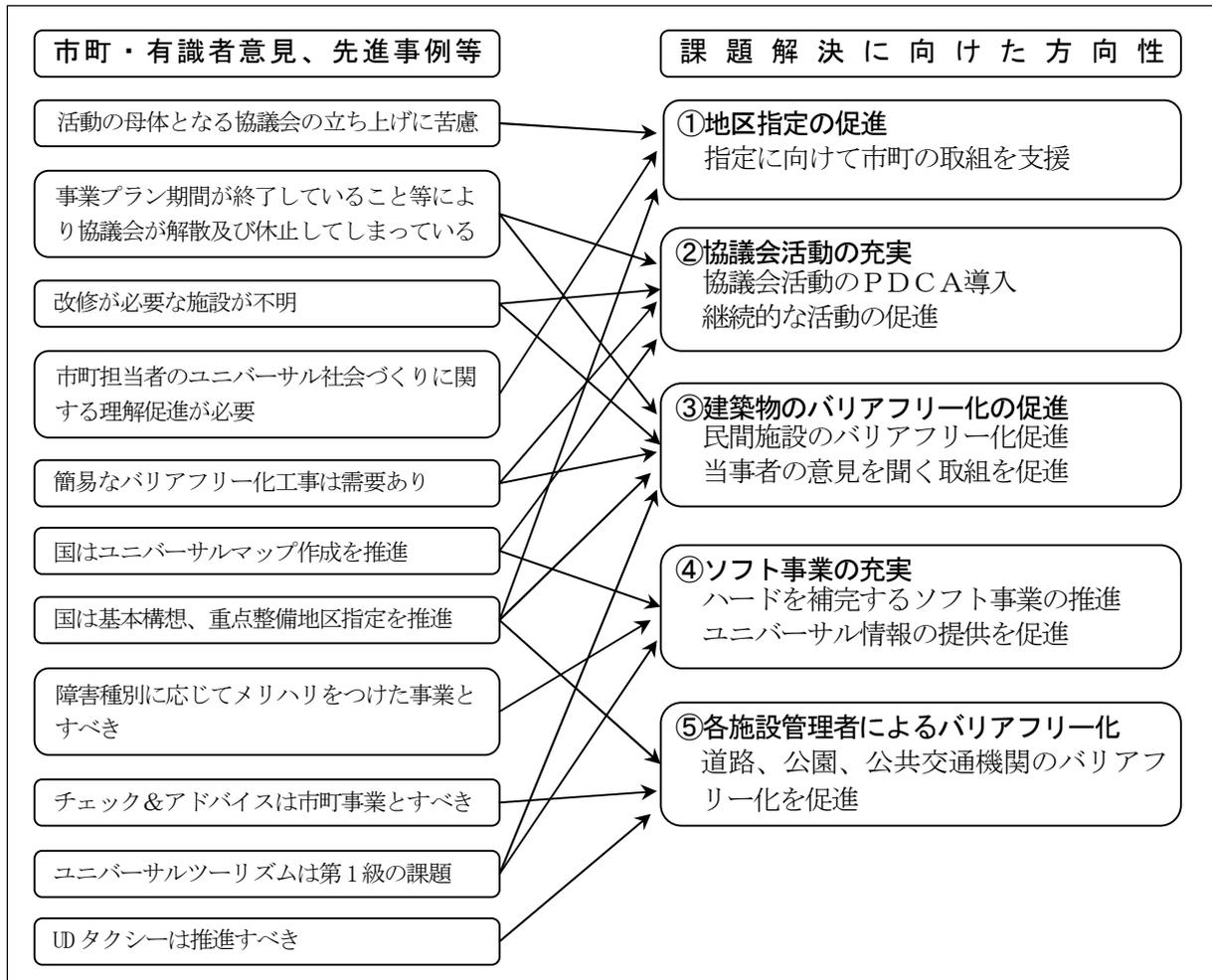


図2 推進地区の課題及び課題解決に向けた方向性

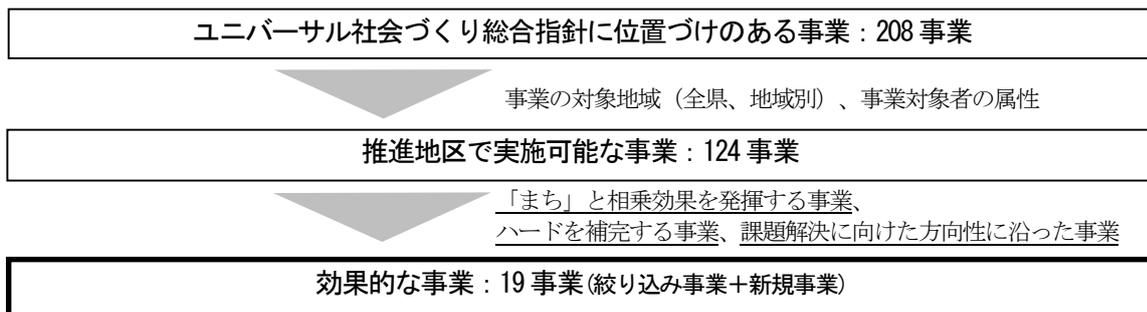


図3 推進地区における効果的な事業の提案フロー

表5のとおり整備事業として、①地区指定を促進する研修会等のPR事業、②協議会活動の充実を図るため、既存の整備事業で不足している事業を検証し拡充、③建築物の簡易なバリアフリー改修や宿泊施設のバリアフリー補助制度をそれぞれ新設する。

また、その他連携事業として、④福祉部局が優先実施するソフト事業の充実、⑤道路や公園、公共交通機関等の各施設管理者によるバリアフリー化を中心としたきめ細やかな事業展開を図り、市町や住民と連携のとれたユニバーサル社会づくりを一層進めていく。

6. おわりに

表5で提案した事業について、今年度から、①推進地区指定促進事業、②協議会立上げ、プラン策定、協議会活動を支援する専門家アドバイザー派遣事業、③ユニバーサルマップを作成した協議会に対してマップを使った

まち歩き等を支援するマップ活用支援事業といった3つの事業を新規に実施することが可能となり、予算額も昨年度と比較して約10%増加した。課題を検証し、解決に向けたプロセスを明確にした本論の提案により、地区指定に向けた市町支援、協議会活動のPDCA導入、継続的な協議会活動の促進といった効果的な事業の絞り込みが、一定の成果につながったものとする。

しかしながら、今後、人口の偏在化は一層加速化し、介護需要の高まり等による地域課題も多様化することが想定される。そうした中、本論で提案した暮らしを支える事業以外に、急速に発展するAIやIoT等の革新技術を活用した事業の展開により住民参加型のまちづくりを一層推進していくことが重要であるとする。

今後とも一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会の早期実現を目指していきたい。

表5 効果的な事業の提案

整備事業	①地区指定の促進	
	新推進地区指定促進事業	
	・法に基づく基本構想策定や重点整備地区指定を促進し、推進地区指定につなげることを目的に、先進地区の事例紹介や法の改正内容等をテーマに学識経験者による市町担当者研修会を開催	
	②協議会活動の充実	
	拡事業プラン策定費補助	
	・当初プランの策定費補助に加えて、点検・検証・再策定に対しても支援	
	拡協議会活動費助成	
	・引き続き、事業プランに基づく協議会活動に必要な活動費を5年間支援。 また、ユニバーサルマップを作成する地区は、3年間延長支援	
	新専門家アドバイザー派遣	
	・協議会立上げ、プラン策定、協議会活動を支援する専門家アドバイザーを派遣 ・障害に応じたホスピタリティ向上や外国人等への対応のためのユニバーサルアドバイザーを協議会や店舗等に派遣	
網PR案内板設置費補助		
③建築物のバリアフリー化の促進		
拡施設改修費等補助		
・従来の通常型、大規模型に加えて、簡易なバリアフリー化工事に対しても支援。		
新ホテル・旅館等宿泊施設のバリアフリー補助		
連携事業 (事業の優先実施)	④ソフト事業の充実(福祉部局と連携)	
	連みんなの声かけ運動出前講座の実施事業	
	連出前手話講座の実施事業	
	・基本的な手話が習得できる出前講座を実施	
	連ヘルプマーク・ヘルプカードの作成、無償配布事業	
	連公共交通機関と連携した視覚障害者の安全歩行確保事業	
	・視覚障害者の安全確保を目指した実践研修を実施	
	連ユニバーサルカフェ開設経費補助事業	
	・高齢者、障害者等が交流を行うユニバーサルカフェの開設を支援	
	連ユニバーサルツーリズムの促進	
・推進地区内の観光案内所におけるUD情報発信等の環境整備を支援		
⑤各施設管理者によるバリアフリー化		
新/連チェック&アドバイス市町支援		
・チェック&アドバイスを市町事業として実施		
連鉄道駅舎エレベーター等の設置促進		
連ノンステップバス車両の導入促進		
連既存歩道のバリアフリー化		
連都市公園のバリアフリー化		
新ユニバーサルデザインタクシーの導入促進		
		